

## 放射性物質汚染対処特措法 改正告示案に対する意見募集について



環境省では、放射性物質汚染対処特措法施行後に得られた知見を踏まえ、同法の施行規則第 32 条第 2 号の規定による環境大臣の確認要件の一部を改正する告示案を取りまとめ、平成 24 年 7 月 31 日～8 月 29 日までの期間で意見の募集(パブリックコメント)を実施しました。

改正告示案の概要は以下の通りです。

### 1. 現行の要件

対象施設：ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物の焼却施設

要件：事故由来放射性物質による汚染状態が基準に適合しないばいじん及び焼却灰  
その他の燃え殻が生ずるおそれの少ない廃棄物の焼却施設

### 2. 改正の内容

現行の要件の対象となっていない施設についても、環境大臣の確認を受けられるようになります。その対象と要件は以下の通りです。

対象施設：現行の要件の対象以外の焼却施設、廃棄物の熔融施設、熱分解施設又は焼成施設、  
汚泥の脱水施設

要件：事故由来放射性物質による汚染状態が基準に適合しない物(廃棄物、排ガス、排水)が  
生ずるおそれの少ない廃棄物の処理施設

当社では、土壌・産業廃棄物の分析や放射性物質の測定を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年 7 月 31 日付 環境省報道発表資料

土壌環境箇所 明石康伸